

# 佐賀県域の変遷について

## — 県域変遷図と根拠資料一覧 —

浦川 和也

### ■ はじめに

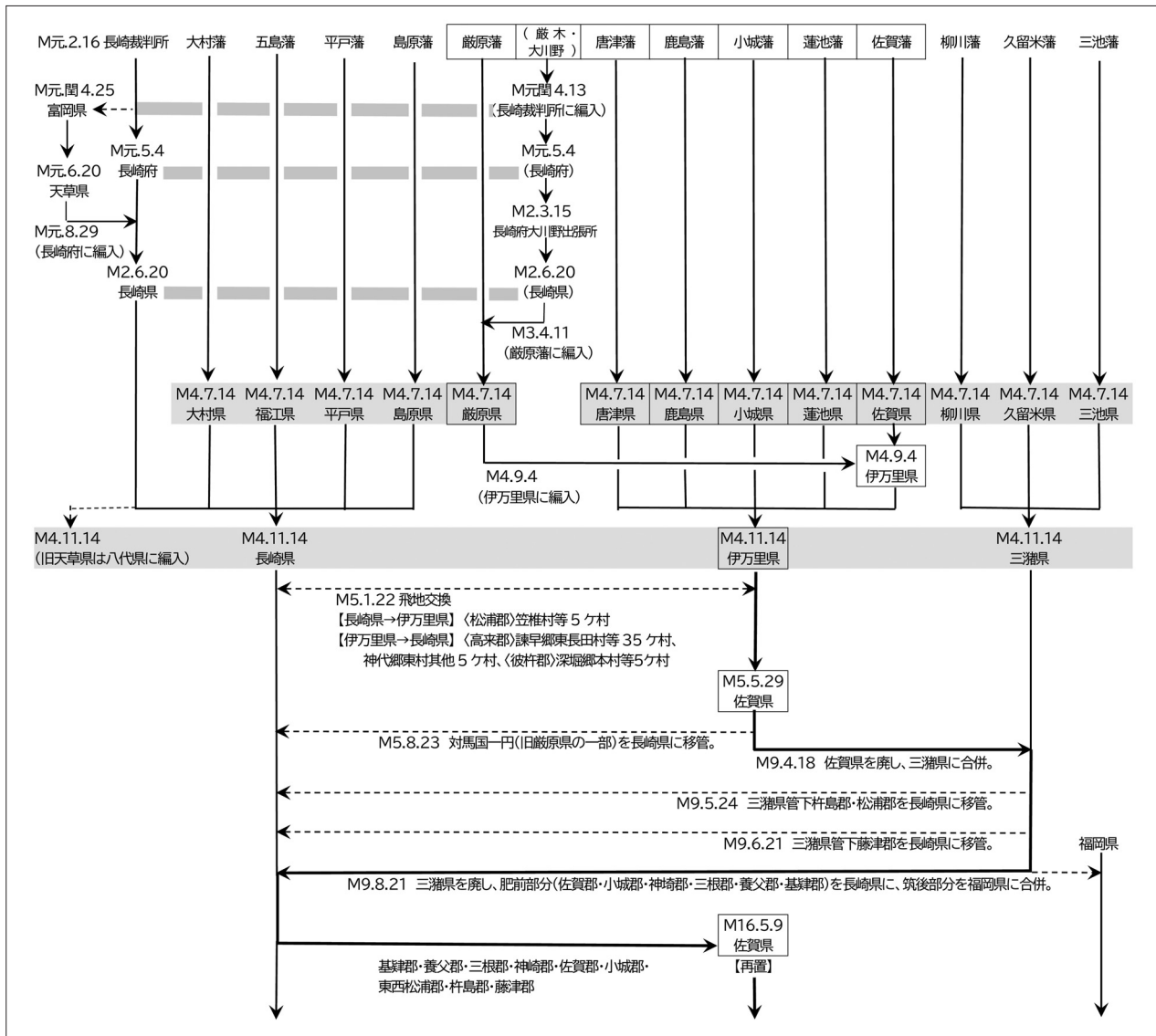
明治前期における佐賀県域の変遷過程は、これまでも多くの文献で説明されてきたが、明らかに誤っているものや、大きな流れは概ね妥当であっても年月日など詳細な部分の間違ってしているもの、説明が不足しているものなど様々で、それらを参照して二次的に執筆されたりしたものもあり、不正確な記述が混在している状況である<sup>①</sup>。

そういった中で、佐賀県公文書館で平成三〇年（二〇一八年）四月四日～七月一日に開催された明治維新一五〇年関連企画「公文書から読み解く明治維新と佐賀」（シリーズ「佐賀県の成立」）では、『法令全書』等に基づいてほぼ正確な変遷図が示されていた<sup>②</sup>。しかし、残念ながら、巖木・大川野等幕領の変遷が示されておらず、また、変遷図の根拠になった資料についてまとめられた論稿はない。

筆者は、佐賀県立博物館で断続的に展示している佐賀県域の変遷図を、令和五年（二〇二三年）に改めて再確認する機会があり、その記述の誤り等も確認した。

そこで、拙稿では、幕領も含む正確な佐賀県域の変遷図

【図1】佐賀県域の変遷図



を改めて作成し（【図1】）、その根拠資料をまとめて一覧できるようにすることを目的としている。また、これまでの先行研究の記述状況等を脚注で示し、記述の誤りや不足を確認することとする。

## ■ 佐賀県域の変遷

明治四年（一八七二年）七月一日の廃藩置県により、旧佐賀藩領に「佐賀県」、旧蓮池藩領に「蓮池県」、旧小城藩領に「小城県」、旧鹿島藩領に「鹿島県」、旧唐津藩領に「唐津県」、旧厳原藩領（基肄郡の田代領、松浦郡の浜崎領を含む）に「厳原県」が設置された（【資料1】）。なお、旧幕領の厳木・大川野地方は明治元年（一八六八年）閏四月一三日からは長崎裁判所に属し、同年五月四日からは長崎府に、同二年（一八六九年）三月一五日からは長崎府大川野村出張所、同年六月二〇日からは長崎県、同三年（一八七〇年）四月一日からは厳原藩に属していたため、この際も厳原県の所属となった。<sup>4</sup>

次いで、同年九月四日には佐賀県の県庁を伊万里に移して「伊万里県」となり、同時に厳原県が編入された（【資料2】）。

同年一〇月二八日から一月二二日に行われた第一次府県統合では、九州は十一月一四日に実施され、伊万里県・蓮池県・小城県・鹿島県・唐津県が廃止されて、「伊万里県」が設置された（【資料3】）。

明治五年（一八七二年）一月二二日には、伊万里県と長崎県との間で、飛地の交換が行われた。具体的には、長崎県管下の松浦郡笠椎村等五ヶ村が伊万里県へ、伊万里県管下の高来郡諫早郷東長田村等三五ヶ村及び神代郷東村其他五ヶ村並びに彼杵郡深堀郷本村等五ヶ村が長崎県へ移管された

（【資料4】）。

次いで、同年五月二九日には、伊万里県の県庁が佐賀に移され、「佐賀県」と改称された（【資料5】【資料6】）。

さらに、同年八月二三日には、佐賀県管下の対馬国一円（旧田代領及び旧浜崎領並びに厳木・大川野地方を除く旧厳原県域）が長崎県に移管された（【資料7】）。

明治九年（一八七六年）四月一日には、佐賀県が廃されて、三潴県に合併された（【資料8】）。

その後、同年五月二四日には三潴県管下の杵島郡・松浦郡が、六月二日には藤津郡が長崎県に移管された（【資料9】【資料10】）。

同年八月二日には、三潴県が廃され、肥前国部分（佐賀郡・小城郡・神埼郡・三根郡・養父郡・基肄郡）を長崎県に、筑後国部分を福岡県に合併された（【資料11】）。

明治一六年（一八八三年）五月九日、長崎県管下の基肄郡・養父郡・三根郡・神埼郡・佐賀郡・小城郡・東西松浦郡・杵島郡・藤津郡が分離独立し、佐賀県が設置された（佐賀県再置／【資料12】）。

## ■ 根拠資料

【表1】及び前述の佐賀県域の変遷にかかる根拠資料は次のとおりである。なお、資料引用にあたり、句読点・傍線は筆者が適宜付した。

【資料1】法令全書・明治4年

第三百五十 七月十四日

詔書

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セ  
ント欲セハ、宜ク名実相副ヒ、政令一二帰セシムヘシ。朕曩ニ諸藩版藉  
奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム。然ルニ数百  
年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保  
安シ、万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ  
県ト為ス。是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ  
憂無ラシメントス。汝群臣其レ朕力意ヲ体セヨ（此日在京知藩事ヲ召、御前ニ於テ免  
官ノ御達アリ。翌十五日在藩ノ知事名  
代トシテ在京ノ参事  
ヲ召、同様御達アリ。）

第三百五十一 七月十四日

鹿児島山口四藩知事へ  
佐賀高知

勅語

汝等曩ニ大義ノ不明ヲ慨キ、名分ノ不正ヲ憂ヘ、首ニ版籍奉還ノ議ヲ建  
ツ。朕深ク之ヲ嘉ミシ、新ニ知事ノ職ヲ命シ各其事ニ従ハシム。今ヤ更  
始ノ時ニ際シ、益々以テ大義ヲ明ニシ、名分ヲ正シ、内以テ億兆ヲ保安  
シ、外以テ万国ト対峙セントス。因テ今藩ヲ廢シ県ト為シ、務テ冗ヲ去  
リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ更ニ綱紀ヲ張り、政令一二帰シ、天下ヲ  
シテ其向フ所ヲ知ラシム。汝等其レ能朕力意ヲ体シ、翼賛スル所アレ。

第三百五十二 七月十四日

熊本名古屋  
徳島鳥取四藩知事へ

勅語

朕惟フニ方今内外多事ノ秋ニ際シ、断然其措置ヲ得、天下億兆ヲシテ其  
方向ヲ定メシムルニ非レハ、安ソ能ク宇内各国ト並立シテ、以テ我国威  
ヲ皇張センヤ。是朕力宵旰憂慮スル所ナリ。曩ニ汝等力建議スル所互ニ  
異同アリト雖モ之ヲ要スルニ深ク従前ノ弊害ヲ鑑シ遠ク将来ノ猷謀ヲ画

ス。是汝等力衷誠ノ所致、朕之ヲ嘉ミシ、将ニ施設スル所アラントス。  
汝等更ニ能ク朕力意ヲ体シ、各其所見ヲ竭セヨ。

第三百五十三 七月十四日（布）

藩ヲ廢シ県ヲ被置候事。

第三百五十四 七月十四日（沙）

今般藩ヲ廢シ県ヲ被置候ニ付テハ、追テ 御沙汰候迄大参事以下是迄通  
事務取扱可致事。

（以下略）

【資料2】法令全書・明治4年

第四百五十八 九月四日（布）

佐賀県庁伊万里へ被移、伊万里県ト改称。 厳原県同県へ合併被 仰付候  
事。

【資料3】法令全書・明治4年

第五百九十五 十一月十四日（布）

今般西海道従来ノ諸県ヲ廢シ、更ニ左ノ県々被置候事。

但、廢県従前管轄ノ地所当未年ヨリ物成郷村等新置ノ県々へ可引渡事。

豊前国一円

小倉県

豊後国一円

大分県

福岡県

筑前国一円

三 瀨 県

筑後国一円

日向国

那珂郡ノ内 宮崎郡ノ内 諸県郡ノ内

伊万里県

大隅国 始羅郡 肝属郡 贈啖郡 大隅郡 菱苧郡 桑原郡

肥前国

鹿児島県

松浦郡ノ内 藤津郡 杵島郡 小城郡 佐賀郡

大隅国

神崎郡 三根郡 養父郡 基肄郡

熊毛郡 馭謨郡

外琉球国

肥前国

長崎県

彼杵郡 高来郡 松浦郡ノ内

右ノ通諸県被置候ニ付、従前管轄ノ県々ヨリ地所物成郷村等当未年ヨリ可受取事。

老岐国一円

但、高反別一村限村高等取調、大蔵省へ可差出事。

【第五百九十六】 十一月十四日(布)

肥後国

八代県

下益城郡 宇土郡 球摩郡 芦北郡 八代郡 天草郡

今般廃府県ノ官員追テ 御沙汰候迄、新置府県知事令參事ノ差図ヲ受ケ、従前ノ庁ニ於テ事務可取扱事。

熊本県

肥後国

【資料4 / 長崎県史稿 政治部 県治 (明治元—8年) / 明治5年1月】

玉名郡 山鹿郡 菊池郡 山本郡 阿蘇郡 託摩郡

○廿二日伊万里県ヨリ諫早郷東長田村等三拾五ヶ村神代郷東村其他五ヶ

飽田郡 合志郡 上益城郡

村以上高来郡ニ係ル深堀郷本村等五ヶ村彼杵郡ニ係ルヲ領収シ、笠椎村等五ヶ村ヲ割キ伊万里

県エ分付シ松浦郡ニ係ル彼我分合互ニ管地ヲ交収ス。諫早ハ旧邑主諫早豊前ト云、其位格肥前藩主鍋島氏ノ親族ニ准ス。神代ハ則国老鍋島誠一

日向国

美々津県

那珂郡ノ内 宮崎郡ノ内 諸県郡ノ内 児湯郡 臼杵郡

【資料5 / 法令全書・明治5年】

郎ノ旧采地ニシテ、深堀ハ則鍋島孫六郎旧采地ナリ。

○第六十八号 (五月二十九日) (布)  
伊万里県庁佐賀へ被移、佐賀県ト改称相成候事。

万里ニおいて御用取扱可然事。尚可尽衆議候。

【資料6 / 佐賀県明治行政資料6-6 「両京大坂往復」・明治5年】

壬申正月ヨリ同年六月迄  
両京大坂来状  
伊万里県

〈中略〉

一 今般県庁佐賀江被移、佐賀県と改称候様、今廿九日別紙之通被仰付候付、御書附写差越申候。就而は県庁之義先以佐賀出張所ニて被相建、何れ御決定之義は権令殿始帰着之上、御取計相成可申候条、即移庁可被成候。

一 朝鮮国漂民取扱方ニ付而、別紙之通被相達候御書付写差越申候。  
右旁申越候也。

壬申五月廿九日 東京出張所

佐賀県庁

尚伊万里表ニ而県庁造営之義ハ見合相成候様、先般申越置候付而は、最早其御運相成居可申候上、右御書附之義ハ権令殿出張之砌持越相成候条、先以写差越申候也。

早々栄出可然歟、移庁之日限は権令帰県之上取極可申ニ付、先夫迄は伊

伊万里県

其県庁佐賀へ被移、佐賀県ト改称被

仰付候事

壬申五月

太政官

伊万里県

朝鮮国交際ハ外務省ニテ管之同国漂民長崎ニ於テ之取扱方ハ同県ニテ致所置候条、右両所江従前為相詰居候。其県貫属之輩ハ為引払可申候。尤厳原ヨリ朝鮮国漂民送届之儀ハ従前之通相心得、倭館出張之外務省官員へ可引渡候事  
壬申五月 太政官

〈以下略〉

【資料7 / 法令全書・明治5年】

○第二百三十二号 (八月二十三日) (布)

佐賀県管轄対馬国一円、今般長崎県へ管轄替被 仰付候条、此旨相達候事。

【資料8 / 法令全書・明治9年】

○第五十三号 (四月十八日 輪廓附)

足柄県始左ノ通廃合並管轄替被 仰付候条、此旨布告候事。

足柄県ヲ廢シ伊豆国ハ静岡県へ、相摸国ハ神奈川県へ合併。

奈良県ヲ廢シ堺県へ合併。

度会県ヲ廢シ三重県へ合併。

磐井県ヲ廢シ陸前国ハ宮城県へ、陸中国ハ岩手県へ合併。宮城県管轄

磐城国ヲ磐前県へ合併。

新川県ヲ廢シ石川県へ合併。

相川県ヲ廢シ新潟県へ合併。

北条県ヲ廢シ岡山県へ合併。同県管轄備後国ヲ広島県へ合併。

浜田県ヲ廢シ島根県へ合併。

小倉県ヲ廢シ福岡県へ合併。

佐賀県ヲ廢シ三瀨県へ合併。

【資料9 / 法令全書・明治9年】

○第七十七号 (五月二十四日 輪廓附)

三瀨県管下肥前国杵島郡並松浦郡ノ内村々、長崎県へ管轄被 仰付候様、

此旨布告候事。

【資料10 / 法令全書・明治9年】

○第九十一号 (六月二十一日 輪廓附)

三瀨県管下肥前国藤津郡、自今長崎県管轄被 仰付候条、此旨布告候事。

【資料11 / 法令全書・明治9年】

○第一百十二号 (八月二十一日 輪廓附)

筑摩県始左ノ通廃合並管轄替被 仰付候条、此旨布告候事。

一 筑摩県ヲ廢シ飛騨国ヲ岐阜県へ合シ、信濃国ノ内ヲ長野県へ合併。

一 熊谷県管轄武蔵国ノ内ヲ埼玉県へ合シ、橡木県管轄上野国山田新田

邑楽ノ三郡ヲ熊谷県へ合シ、熊谷県庁ヲ上野国高崎ニ移シ群馬県ト

改称。

一 浜松県ヲ廢シ静岡県へ合併。

一 若松磐前両県ヲ廢シ福島県へ合併。磐城国亙理伊具苅田ノ三郡ヲ宮

城県へ合併。

一 鶴ヶ岡置賜両県ヲ廢シ山形県へ合併。

一 敦賀県ヲ廢シ越前国ノ内七郡ヲ石川県へ合シ、同国敦賀郡並若狭国

ヲ滋賀県へ合併。

一 鳥取県ヲ廢シ島根県へ合併。

一 飾磨県及豊岡県ヲ廢シ、播磨但馬両国並丹波国多紀郡氷上郡ヲ兵庫

県へ合シ、丹後国並丹波国天田郡ヲ京都府へ合併。

一 三瀨県ヲ廢シ肥前国ノ内ヲ長崎県へ合シ、筑後国ヲ福岡縣へ合併。

一 福岡県管轄豊前国宇佐下毛兩郡ヲ大分県へ合併。

一 宮崎県ヲ廢シ鹿児島県へ合併。

一 香川県ヲ廢シ愛媛県へ合併。

一 名東県ヲ廢シ淡路国ヲ兵庫県へ、阿波国ヲ高知県へ合併。

【資料12 / 法令全書・明治16年】

○第十五号 (五月九日 輪廓附 内務卿連署)

今般富山佐賀宮崎三県ヲ置ク。

富山県 県庁位置越中国上新川郡富山

管轄

越中国 一円

佐賀県 県庁位置肥前国佐賀郡佐賀

管轄

肥前国ノ内 基肆郡 養父郡 三根郡 神崎郡 佐賀郡 小城郡

東西松浦郡 杵島郡 藤津郡

宮崎県 県庁位置日向国宮崎郡宮崎

管轄

日向国諸県郡ノ内 志布志郡 大崎郡 松山郡 ヲ除キ同国一円

右奉 勅旨布告候事。

## ■ おわりに

前掲の根拠資料のうち、『法令全書』は、政府が『官報』において公布又は公示した事項を、法令の種別ごとに編纂して一ヶ月ごとにまとめて発行される定期刊行物で、特に『官報』創刊前の慶応三年（一八六七年）から明治一六年（一八八三年）までの法令を調べるのに重宝されている。法令全書は、現在、慶応三年から明治四五年（一九一二年）七月の分まで国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧できるようになっている。また、『長崎県史稿』は国立公文書館所蔵で、同館デジタルアーカイブで閲覧できるようになっていた。なお、佐賀県明治行政資料については、明治前期において現在の佐賀県域を管轄した佐賀県・伊万里県・三潞県・長崎県等

の行政文書であり、佐賀県立図書館が所蔵している。同館では一部の資料について撮影したものをプリント製本した形で公開し、それ以外のものについては閲覧対応している。

近年の各館所蔵史資料のデジタル化・ウェブ公開の活性化により、東京に所在する政府関係の行政資料が、地方の研究者等にも容易に確認できるようになり、県域の変遷など基本的な文献調査が進む環境が整ってきている。「はじめに」で述べた佐賀県域の変遷にかかる記述の正確性は、歴史研究者の能力の問題ではなく、このようなデジタル化・ウェブ公開環境の違いによるものであると思料する。

また、脚注でも確認できるように、先行研究では、県域の変遷のみを単純化して記述する構成となっておらず、背景の政治状況も含めて記述するスタイルが多いため、ディテールの部分の漏れが発生している。それを参考にして新たに著作が編まれ、不確実性が更に継続・累積することとなっている。

そこで、このような現状や研究環境の変化を受け、少なくとも基本的な作業である佐賀県域の変遷については、拙稿を基準とし、参照いただけるように、可能な限り正確な佐賀県域の変遷図の作成とその記述に努めたものである。

## 【註】

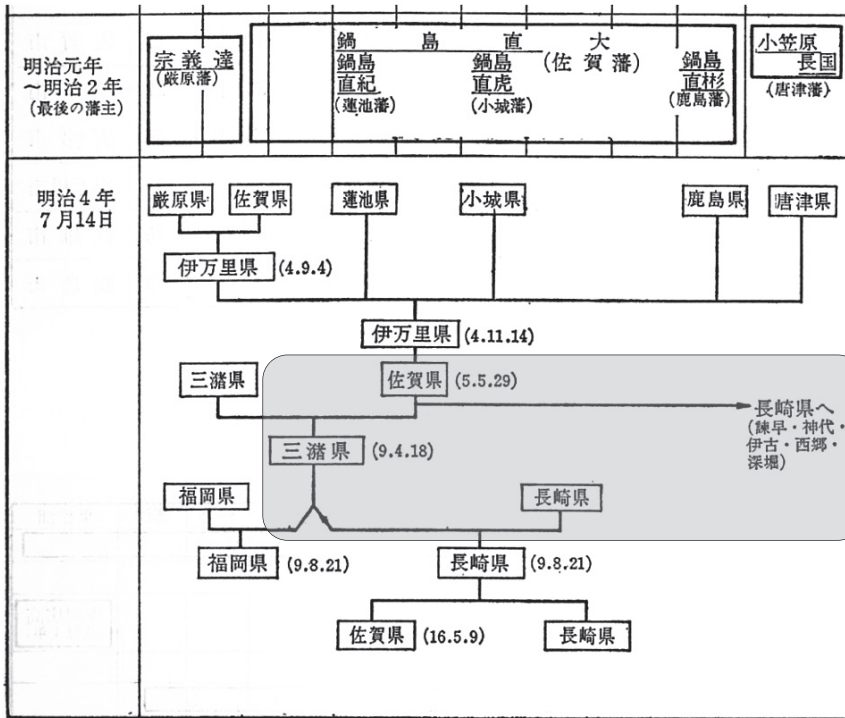
(1) 先行研究での記述例を以下に挙げる。なお、記述の誤りや不足のある部分については、文中では文字を囲み、図中では○印を付した。傍線は、県域変遷を具体的に記述した部分に付した。

●城島正祥・杉谷昭著『佐賀県の歴史』(山川出版社・一九七二年)

明治十六年に成立した佐賀県には、佐賀・唐津両藩領のほか、松浦郡浜崎地方と県東部の田代地方を含む対馬藩領があったことは前にも述べたところである。幕末においては、田代の代官平田大江を中心とする尊王論者が多かったが、藩の内部における対立が激しく、結局平田らは暗殺されてしまった。浜崎地方でも、この藩の内紛が影響し対立がつづいたが、明治二年版籍奉還によつて両地方とも厳原藩となり、廃藩置県後伊万里県に合併された。

〈中略〉

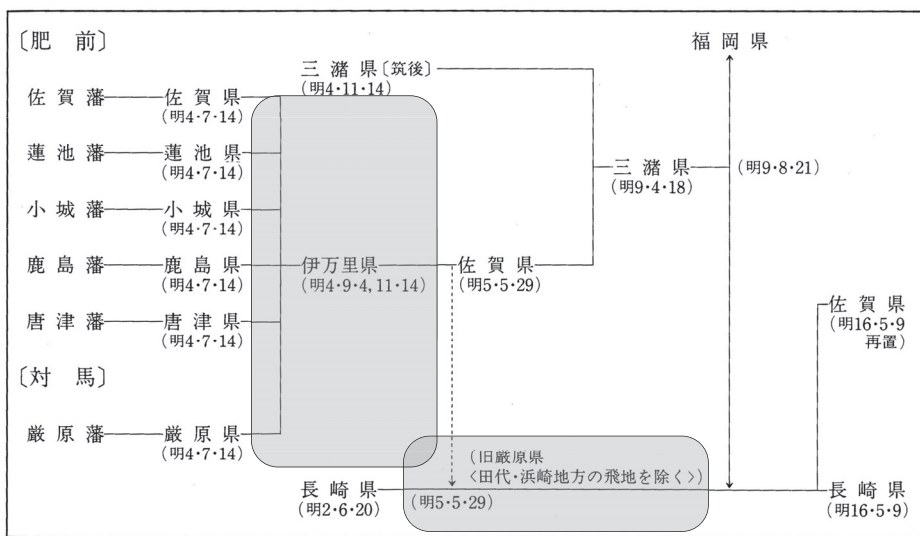
明治十六年に佐賀県は長崎県から分離独立した。廃藩置県以後の府県の改廃統合は一応明治九年に終わっている(付録三ページ「藩・県制一覧表」参照)。そのとき佐賀は長崎に、宮崎は鹿児島に、鳥取は島根に合併



●『角川日本地名大辞典41佐賀県』(角川書店・一九七二年)

された。(中略) この明治九年の統廃合は旧肥前国というような一国単位にもとづき、また地方財政の適正規模にもとづいている。(以下略)

藩県沿革表



●国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第六卷(吉川弘文館・一九八五年) さがけん 佐賀県 〈中略〉 廃藩置県前においては浜崎・田代地方は厳原(いずはら)藩に属し、旧幕領の厳木(きゅうらぎ)・大川野地方は明治



元年（一八六八）閏四月十三日からは長崎裁判所に属し、同年五月四日からは長崎府に、同二年三月十五日からは長崎府大川野村出張所、同年六月二十日からは長崎県、同三年四月十一日からは厳原藩に属していた。

明治四年七月十四日、厳原県・唐津県・佐賀県・蓮池（はずのいけ）県・小城（おぎ）県・鹿島（かしま）県が成立、このうち佐賀県と厳原県が同四年九月四日、伊万里県となり、同年十一月十四日、他の四県も伊万里県に統合、同五年一月、旧佐賀藩領の諫早・神代・伊古・西郷・深堀地方は長崎県に編入された。同年五月二十九日、伊万里県は佐賀県と改められたが、**同年八月十七日**、旧厳原県のうち**杵岐・対馬**の両国の地域は長

崎県へ移された。同九年四月十八日、佐賀県は三瀨（みずま）県に併合されたが、同年五月二十四日、杵島・松浦両郡が長崎県へ移され、同年六月二十一日、藤津郡が長崎県へ移された。同年六月二十一日、三瀨県が廃止になると、基肄（きい）・三根・養父（やぶ）・神埼・佐賀・小城の六郡も長崎県へ編入された。同十六年五月九日、肥前地方のこれら十郡が独立して佐賀県となった。（以下略）（杉谷 昭）

●杉谷昭『佐賀県の百年 県民百年史41』（山川出版社・一九八六年）  
伊万里県でスタート

廃藩置県によって明治四年（一八七一）七月十四日、佐賀本藩が佐賀県となり、支藩の蓮池・小城・鹿島の三藩および唐津藩はそれぞれ旧藩名をつけた四つの県となった。

これらの県がまとめられて伊万里県となったが、順序としては、まず九月四日に佐賀県と厳原県（旧対馬藩）を合併して伊万里県ができ、十一月十四日に、唐津・小城・蓮池・鹿島の四県も伊万里県に合併した。

佐賀から松浦郡伊万里町（現、伊万里市）に県庁を移したのは、旧佐賀本藩があらためられてできた佐賀県の希望であり、三つの旧支藩や旧唐津藩・旧対馬藩などを管轄するうえから、人心一新・海上交通の便を理由に県庁を伊万里の円通寺（現、伊万里市）に移したのであった。

政府に提出した願書によると、人心を一新するというのも、ほんとう

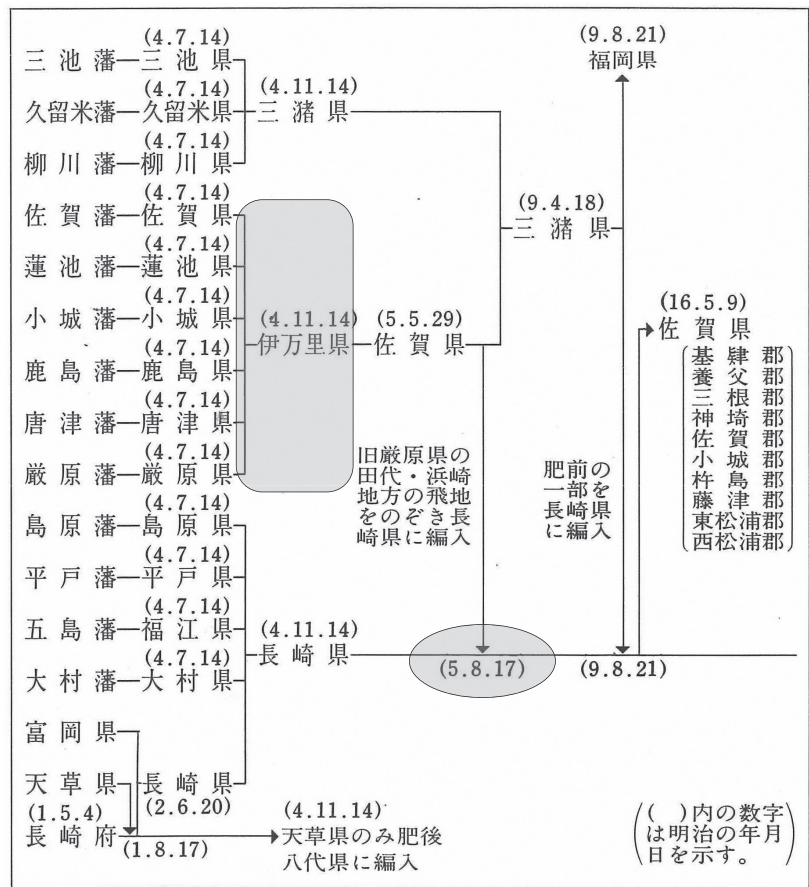
は、もとの武士階級を士族という名称にあらため、一般の市民に組み入れるのが困難であったからと考えられるし、また旧佐賀藩であった佐賀県としては、唐津港よりも、本来領内にあった良港、伊万里港を交通の中心と考えたのである。

伊万里県時代には、旧幕臣の剣豪、山岡鉄舟（一八三六〜八八）が県権令となり、ついで旧長州藩士林友幸（一八二三〜一九〇七）が県大参事に任命されたが、旧小城多久領の領主、多久茂族（一八三六〜八八）が伊万里権令となると、県庁を佐賀城下町の旧藩庁に移し、明治五年五月二十九日、佐賀県と改称した。

伊万里県庁が正式の建物もできないまま、ふたたび佐賀へ移ることになった。が、理由は(1)伊万里は海上交通に便利だといっても、陶磁器の積出し以外には使用されず、また西に片寄りすぎている。(2)佐賀のほうが筑後川に近く、多くの船がこの川に集まり、物価の相場もよくわかる。(3)伊万里は役人になれていないので役人たちが来て住むことを恐れて嫌い、迷惑を感じている。(4)佐賀から通っている役人たちは旅費もかかり不便に思っている。(5)県庁を嫌っている伊万里、県庁がおかれることをのぞんでいる佐賀、どちらにも都合である。(6)また伊万里は土地がせまく、物価も高いため、伊万里県庁の完成までにまだ費用がかかるし、佐賀であれば城跡に新築しなくても、県庁としてすぐつかえる建物もある、というのであった。（以下略）

復県運動

こうした佐賀県の動きに対して、政府は明治九年（一八七六）四月十八日、佐賀県を三瀨県（旧柳川・久留米・三池藩）へ合併した。合併反対の士族代表は上京して政府に働きかけたが、五月二十四日杵島・東松浦・西松浦の三郡を長崎県へ、さらに六月二十一日に藤津郡も長崎県へ移管し、三瀨県を廃して福岡県へ合併するにあたって八月二十一日、さらに元佐賀県のうち、基肄・三根・養父・神埼・佐賀・小城の六郡を長崎県へ合併して全域が長崎県管下となった。もともと佐賀県を長崎県へ



佐賀県の成立

合併することは、明治五年ごろからの大蔵省の方針であり、明治九年八月の全国的な県の統廃合は大規模なもので、多くの県が廃され、部分的な統合もおこなわれた。中国・九州・四国地方でも六県が廃止統合され、鳥取を島根へ、宮崎を鹿児島へ、それぞれ統合された。その後、明治十三年に徳高知へ、香川を愛媛へ、それぞれ統合された。その後、明治十三年に徳島（名東）が、十四年に鳥取が、十六年五月九日に佐賀と宮崎が同時に独立、香川も明治二十一年に独立していった。政府の方針として県の財政規模の適正・バランスを考え、この統廃合を断行し変更しない態度であったが、はげしい復県運動によって変更せざるをえなかったのである

う。しかしいったん統廃合された県が復県しても、弱小県とならざるをえなかったのは事実であった。

佐賀県の復県運動の背景には、明治十五年（一八八二）朝鮮国における軍事反乱で日本人の軍事顧問が殺害された壬午事変の影響で、ふたたび朝鮮出兵を予測する、不穏な動きがあり、明治七年の佐賀戦争と類似した動揺がみられた。しかし政府は出兵などを考えず、うごかない方針であったため、ちょうど同年に高揚していた政党活動（九州改進黨・佐賀開進会）と合流して、旧藩意識にもとづく地方自治の独立をめざす復県運動としてよりあがったものであった。鳥取県が大県として島根（小県）から独立する復県運動が、直接的に影響をあたえた。

佐賀県はその成立にあたって名譽ある旧藩の名前はとどめたものの、面積や人口も少なく、産業振興など、苦しい立場におかれることは、はじめから覚悟しなくてはならなかった。久留米・柳川・三池などの藩は、三藩県としてのまとまりは失ったものの、福岡県としての大きなまとまりのなかで安定しているといえよう。

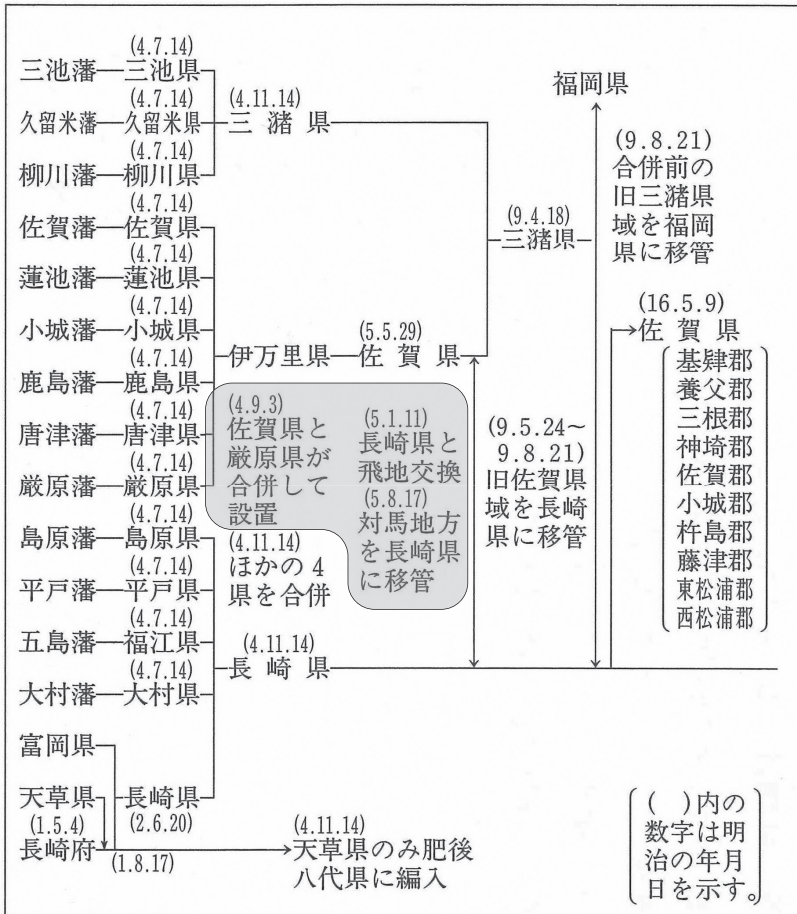
（以下略）

佐賀県の独立

明治十六年（一八八三）五月、佐賀県が独立すると、県会も佐賀県会として長崎県会から独立した。明治十六年七月には、はじめての佐賀県会議員の選挙がおこなわれ、三三人の議員が無競争で選ばれた。同年八月十三日最初の臨時県会が佐賀郡佐賀町の願正寺で開かれた。江戸時代から多くの人数が集会できる建物は寺院しかなかったからである。

●杉谷昭・佐田茂・宮島敬一・神山恒雄『佐賀県の歴史 県史41』（山川出版社・一九九八年）

このように明治政府は版籍奉還を契機に藩に対する統制を強化していたが、海軍費納入だけでは財政難を克服できなかった。とくに中央政府を強化するため薩長土三藩の藩兵で御親兵Ⅱ直属軍を結成したものの、維持費を確保できなかったため、ついに明治四年七月に廢藩置県を断行



佐賀県の成立（『佐賀県の百年』の図を一部修正）

したのである。そのため佐賀本藩・三支藩・唐津藩・厳原藩（旧対馬藩）がそれぞれ県になったが、四年十一月までに統合し伊万里県となった。つまり人心一新や海上交通の便などから、県庁を佐賀ではなく伊万里に設置したのである。しかし二代目の権令（県知事に相当）に旧多久領主の多久茂族が就任すると、伊万里は西に片寄りすぎており、海上交通も陶磁器積みだしに限定されていることなどを理由に、五年五月に県庁を佐賀に移し県名も佐賀県に変更した。また県域は、同年一月に長崎県と飛地を交換し、八月には旧厳原藩の対馬地方を長崎県に移管した結果、

現在の県域と同じになったのである。

〔中略〕

その後も佐賀県では士族に不穏な動きがあり、難治県と考えられていた。そのため明治九年に全国的な府県統廃合の一環として、佐賀県は廃止された。つまり難治県を近県と合併することで、旧藩士族と県庁との結合を遮断するなど、府県に対する政府の統制力を強化しようとしたのである。こうして旧佐賀県域は四月に一旦三瀧県（旧柳川・久留米・三池藩）に合併したうえで、五〇八月に順次長崎県に移管されたのである（旧三瀧県域は八月に福岡県に統合）。

〔中略〕

とはいえ、旧唐津藩領だった東松浦郡や長崎県に隣接していた藤津郡・杵島郡は独立には反対していた。また佐賀郡出身の武富時敏も、再設置後の佐賀県会において独立は「政府ノ都合」で決まったと主張していた（『佐賀県議会議史』上巻）。長崎県会でも佐賀県域選出議員が主導権を握っていたこともあって、県域の世論が独立論で統一されていたわけではなかったようである。しかし明治九年の府県統廃合で成立した三府三五県体制に対し、全国的に分県運動が盛んになるなかで、明治十六年五月に宮崎県・富山県とともに佐賀県の再設置が決まった。そして七月に県庁、八月に県会が設置されたが、県会議員定数三三人のうち二〇人は長崎県会時代に議員を経験していたのである。

●伊万里市史編さん委員会『伊万里市史 近世・近代編』（伊万里市・二〇〇七年）

一 廃藩置県後の伊万里  
 短命に終わった伊万里県

明治四年（一八七二）七月一日、明治政府は廃藩置県を断行、藩を廃止して佐賀・小城・鹿島・蓮池・唐津・厳原各県を新たに置いた。旧藩主は東京に移住した。大参事古賀定雄・権大参事富岡敬明ら佐賀県庁中枢の人々は、廃藩置県に際し民部省に宛てて伺書を提出した。その中

で彼らは、当年春から士族土着の制を始めとした改革に着手したものの旧来の陋習を脱することができないため、県庁を伊万里に移せば県政に対する旧佐賀藩士の影響力を排除して改革も進み、運輸の便も図れるとして、県庁移転を提起した。また、大参事・少参事以上の官員を新たに選んで中央から派遣するよう要請している『明治行政資料』。こうした佐賀県庁の意向を踏まえて、明治政府は同年九月三日、佐賀県庁を伊万里に移して伊万里県と改称し、厳原県を併合、十一月一日には伊万里・唐津・小城・蓮池・鹿島の五県を廃止して、改めて伊万里県を設置した『西松浦郡誌』。県庁は仮に伊万里松島町の円通寺に置かれた。しかし、佐賀藩時代の禄制改革に不満を抱く一〇〇名を超える士族卒は、一二月一四・一五日と連日伊万里県庁へ押しかけ、騒動となった。大蔵省から鎮撫のために派遣されていた林友幸伊万里県大参事心得も加わって説得し、了解したい者は書面を差し出すように達したところ、一九日までには全員引き揚げ、いったん事態は鎮静した。しかも騒動の最中の一月一六日、大参事心得林友幸・大参事古賀定雄はそろって政府に進退伺を提出したのである『明治行政資料』。

明治四年二月二七日、伊万里県権令に旧幕臣で剣客としても名前の知られていた山岡鉄舟（鉄太郎）が任命された。山岡が権令へ採用されたのは、前述した不平士族の鎮撫を託されたからであり、山岡は勝海舟の説得を受け入れて相当の決意をもって伊万里へと向かった。ところが、明治五年一月六日に急いで東京を発ち一二日に伊万里に到着してみると、聞いていた話とは大きく異なり、「士卒族大方商法をいたし、戦等望み候ものこれなく、全く是迄の参事等成功を急ぎ候、ヤブヘビに御座候」という状況であった。山岡は実際に県庁で事務をとることもなく、一月一八日には早くも伊万里県を離れ、二六日には東京に戻り早速免官を願い出ている（明治五年一月二六日付勝海舟宛山岡鉄太郎書簡、『勝海舟全集』）。また山岡権令在任時には、一月二二日伊万里県と長崎県との間で飛び地の交換が行われ、従来長崎県管轄であった西松浦郡大川野・笠椎・

山口・田代各村が伊万里県へ移管された（『明治行政資料』）<sup>5</sup>

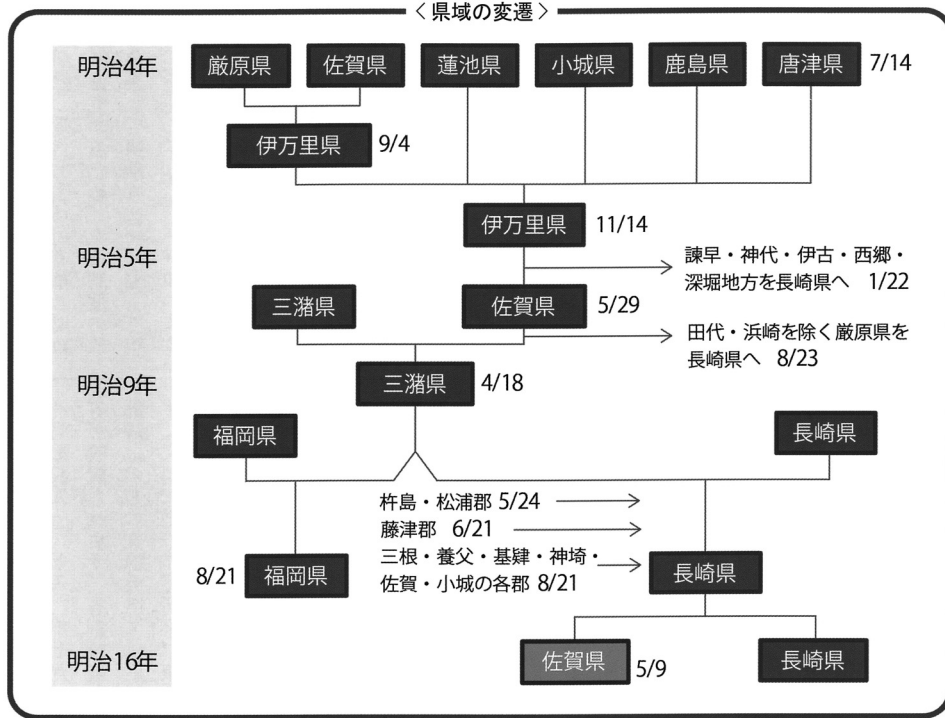
〔中略〕

山岡辞任の跡をうけて明治五年五月二日、旧多久大配分の邑主で浜松県権令を務めていた多久茂族が、伊万里県権令に任命された。その直後多久権令は、県庁を佐賀に戻したい旨の伺いを政府に提出した。県庁移転が必要な理由としては、①伊万里は県の西隅に位置し陶器を積み入れる船舶以外は稀なものに対し、佐賀は米穀などの物資輸送が盛んな筑後川に近く、物価なども速やかに判明する、②士族の少なかった伊万里では、県庁の官員が居住することを恐れ住民が迷惑を感じている上に、官員の多くは佐賀に居住して伊万里に通っているので旅費も嵩んでいる、③伊万里は土地が狭く物価も高い、④佐賀の住民は伊万里とは異なり県庁の移設を望んでいる、⑤伊万里の場合は県庁新築が必要だが、佐賀にはすでに使用可能な建物があり、費用の点でも優れている、といった点を挙げている。伺いは直ちに採用され、五月二九日県庁が佐賀へ移転となり、伊万里県は佐賀県と改称された。この背景には、岩倉使節団一行が欧米視察と条約改正の予備交渉のために欧米巡回の旅に出たことから、留守を預かる政府首脳の中で、大隈重信・副島種臣・大木喬任・江藤新平など旧佐賀藩出身者の比重が一気に高まったことがあった。この結果今岳村と町裏村入会の場合に建築が予定され整地が始まっていた県庁の宮繕は、六月一日見合わせとなった（『伊万里市史』正編）。新県庁は佐賀松原町にあった元伊万里県出張所に置かれた後、明治六年七月旧佐賀城内へと移転した（長野暹編『佐賀の役』と地域社会）。伊万里には残務整理のために出張所が残され、七月一〇日、権大属原口吉達と史生三好木之が出張所詰に任じられた（『明治行政資料』）。伊万里県は約半年の短命に終わったのである。

〔以下略〕

（2）『佐賀県公文書館だより』第5号（二〇一九年三月）三頁に同図が掲載されている（左図）。江藤美紗氏作成。また、同図は、国立公文書館情報誌

(電子版)『アーカイブズ』第71号(二〇一九年二月二七日)所収の江藤美紗「明治150年関連展示「公文書から読み解く明治維新と佐賀」について」にも掲載されている。



旧版『佐賀県の歴史』付録、『法令全書』、『長崎県史稿』をもとに作成

(3) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第六卷(吉川弘文館・一九八五年)「さがけん 佐賀県」(杉谷昭執筆)。

(4) よく混同されるが、志岐は平戸藩領に属していたため、明治四年(一八

七一年)七月一四日の廃藩置県の際は「平戸県」に属し、【資料3】のとおり、同年十一月一四日以降は「長崎県」に属した。

(5) 註(1)で掲載した『伊万里市史 近世・近代編』の記述の中に、「また山岡権令在任時には、一月二二日伊万里県と長崎県との間で飛び地の交換が行われ、従来長崎県管轄であった西松浦郡大川野・笠椎・山口・田代各村が伊万里県へ移管された(「明治行政資料」)とあるが、筆者の調査では、現在のところ佐賀県明治行政資料(佐賀県立図書館所蔵)で当該部分を確認していないため、本稿では『長崎県史稿』の記述によった。今後の調査課題である。

【附記】

拙稿を成すにあたり、佐賀県秘書課伊藤俊介氏、佐賀県公文書館江藤美紗氏、佐賀県立図書館阿部大地氏に御助言・御協力をいただいた。記して深謝申し上げる。

(うらかわ・かずや/佐賀県立博物館・佐賀県立美術館 副館長)